

# 山口県の中小企業

SMALL BUSINESS ASSOCIATIONS OF THE YAMAGUCHI PREF.

山口県中小企業団体中央会

4

2019  
Apr

Vol.732



表紙写真：山口県中小企業組合士会（視察研修）

特集

## 組合決算期の事務手続き手順 働き方改革関連法案の主な内容と施行時期

- 中央会役員インタビュー ……理事 小熊坂孝司 氏（山口県菓子工業組合）  
……………理事 坂本 恵次 氏（山口県商店街振興組合連合会）
- 組合TOPICS
- 景況動向
- 「ものづくり補助金活用事例紹介」 ……株式会社63Dnet
- 中央会PR



# 組合決算期の事務手続き手順 決算書提出をお忘れなく！

組合は、事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁並びに法務局等に届出や申請等を行う義務があります。※認可行政庁への決算関係書類等の提出がない場合には、職権により組合が解散命令の対象になります。又、各手続きにおいて法令違反、定款違反等があると罰則等の対象にもなることがありますのでご注意ください。

## (1) 決算関係書類提出書 (必須)

通常総会終了後2週間以内に、所管行政庁に提出しなければなりません。県知事所管組合は中央会へ1部送付ください。県知事以外の所管行政庁は、各々行政庁へ1部、中央会へ1部送付ください。

(添付書類)

1. 事業報告書 ← **記載しなければならない3つの項目を記載！**
2. 財産目録 ← **組合特有のため注意！**
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 剰余金の処分（又は損失の処理）方法を記載した書面
6. 前各号の書類を提出した通常総会の議事録（又はその謄本）

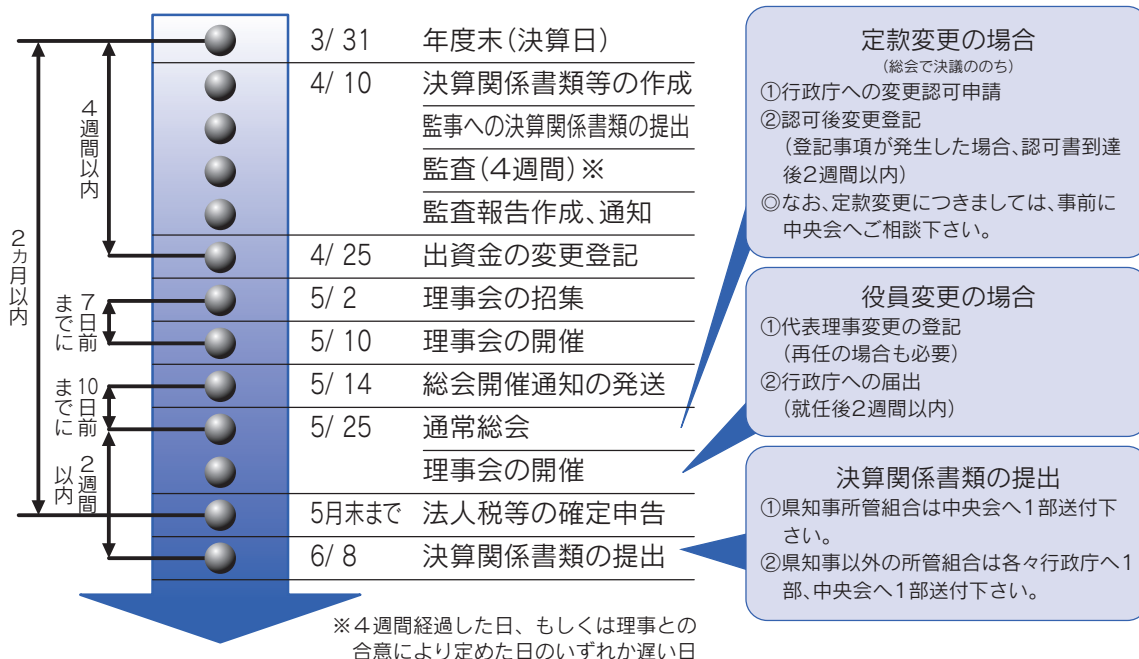
**組合特有のため注意！**

## 「事業報告書」について

事業報告書は、通常総会（通常総代会）において組合の事業年度内における事業活動等を組合員に報告する書類です。したがって、その内容は組合の事業活動の状況を的確に記載することが必要です。この事業報告書に記載しなければならない事項は中協法施行規則第110条から第112条に規定されており、この規定によって作成しなければなりません。事業報告書に記載しなければならない項目として、「組合の事業活動の概況に関する事項」、「組合の運営組織の状況に関する事項」、「その他組合の状況に関する重要な事項」の3つの項目をもって作成することとされています。

## 組合決算期の事務手続き手順

決算日を3/31、理事会を5/10、通常総会を5/25と仮定した場合



中央会ホームページには、決算関係書類、総会議事録、役員変更届、定款変更認可申請書などの様式がそろっております。どうぞご利用下さい。

組合届出等の各種ダウンロード  
<http://axis.or.jp/chuokai/download.htm>



特集2

| ◆労働時間法制の見直しについて                                                                                                                                                                                                                                                                            | 実施時期                       |             |             |             |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2019年<br>4月                | 2020年<br>4月 | 2021年<br>4月 | 2022年<br>4月 | 2023年<br>4月 |
| <b>①残業時間の上限の規制</b><br>残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。<br>臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年720時間以内</li> <li>・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）</li> <li>・月100時間未満（休日労働を含む）</li> </ul> を超えることはできません。<br>また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。 |                            |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 大企業                        |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                            |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 中小企業                       |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                            |             |             |             |             |
| <b>②年5日間の年次有給休暇付与の義務づけ</b><br>使用者が労働者の希望を踏まえて時季を指定、年5日の付与が義務化されます。                                                                                                                                                                                                                         |                            |             |             |             |             |
| <b>③高度プロフェッショナル制度の創設</b><br>高度専門職を労働時間規制から外し、新たな規制の枠組みが創設されます。（制度導入には法律に定める企業内手続きが必要）                                                                                                                                                                                                      |                            |             |             |             |             |
| <b>④フレックスタイム制の拡充</b><br>労働時間の調整が可能な期間（清算期間）が延長されます。（1か月→3か月）                                                                                                                                                                                                                               |                            |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 大企業・中小企業                   |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                            |             |             |             |             |
| <b>⑤勤務間インターバル制度の導入（努力義務）</b><br>1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。                                                                                                                                                                                                         |                            |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ②～⑦は大企業・中小企業ともに2019年4月より実施 |             |             |             |             |
| <b>⑥労働時間の客観的な把握の義務づけ</b><br>裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけられます。                                                                                                                                                                                        |                            |             |             |             |             |
| <b>⑦産業医・産業保健機能の強化</b><br>事業主から産業医への情報提供や産業医等による労働者の健康相談等が強化されます。                                                                                                                                                                                                                           |                            |             |             |             |             |
| <b>⑧月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ</b><br>2023年4月から中小企業の割増賃金率が引上げられます。（25%→50%）                                                                                                                                                                                                                       |                            |             |             |             |             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                            |             |             |             | 中小企業        |

| ◆雇用形態に関わらない公正な待遇の確保                                                                                                         | 実施時期                                   |             |             |             |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                                                                                                                             | 2019年<br>4月                            | 2020年<br>4月 | 2021年<br>4月 | 2022年<br>4月 | 2023年<br>4月 |
| <b>①不合理な待遇差をなくすための規定の整備</b><br>同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。 |                                        |             |             |             |             |
|                                                                                                                             | 大企業                                    |             |             |             |             |
|                                                                                                                             |                                        |             |             |             |             |
|                                                                                                                             | 中小企業                                   |             |             |             |             |
|                                                                                                                             |                                        |             |             |             |             |
| <b>②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化</b><br>非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。                                  |                                        |             |             |             |             |
| <b>③行政による助言・指導等や行政ADRの規定の整備</b><br>都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても対象となります。                    |                                        |             |             |             |             |
|                                                                                                                             | 短時間労働者・有期雇用労働者の規定について、中小企業は2021年4月から適用 |             |             |             |             |



## 中央会役員インタビュー



山口県中小企業団体中央会

理事 こぐまさか 小熊坂 孝司 氏  
(山口県菓子工業組合 理事長)

下関市食品衛生協会 会長  
合資会社三池屋 代表社員

### ■組合について教えてください

当組合は、山口県菓子工業組合連合会として、昭和14年に発足以来、四度にわたる組織変更を行い、昭和38年に現在の「山口県菓子工業組合」の姿となり、その間60年余り、県内菓子業界の振興のために積極的な組合活動を行っています。

共同事業としては、組合員の取り扱う材料の共同購買や教育情報提供事業を行うほか、新しい菓子の新商品開発に取り組んでいます。

### ■組合のPRをお願いします

これからも山口県内の菓子製造業者の連携強化並びに活性化を目指し組合員一同、一層の努力を続けていきます。

また、県産菓子の情報発信や製造技術の向上を図ることで菓子文化及び技能継承を図って参りますので今後ともご支援ご協力をよろしくお願い致します。

### ■趣味や好きな言葉、座右の銘などを教えてください

好きな言葉は「敬天愛人」です。

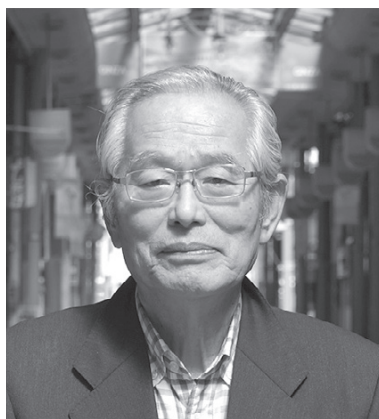
趣味は読書で、最近は「金田一シリーズ」にはまっています。

#### 〈組合概要〉

#### 山口県菓子工業組合

住 所 山口市小郡下郷1223番地2

TEL 083-976-8002



山口県中小企業団体中央会

理事 坂本 恵次 氏  
(山口県商店街振興組合連合会 理事長)

天神町銀座商店街振興組合 理事長  
ブティック松坂 代表  
公益財団法人やまぐち産業振興財団 理事

### ■組合について教えてください

当組合は、県下の14商店街振興組合を会員に、商店街振興組合の支援・指導・連絡機関として設立された団体です。今年度は、県の空き店舗活用創業促進事業を活用し、店舗を活用した創業者の増加による雇用の場の創出を図り地域経済の活性化に資することを目的に、事務局内に「店舗活用創業応援センター」を設置し、創業希望者と空き店舗を繋げ、店舗を活用した創業の促進を図っています。

### ■組合のPRをお願いします

10月に消費税率の引上げと軽減税率制度の導入が予定されていることから、混乱なく導入が進むよう会員への支援を強化していきます。併せてキャッシュレス化の導入検討も進めるなどして、商店街及び地域経済の活性化を進めていきたいです。

### ■趣味や座右の銘などを教えてください

趣味は盆栽です。座右の銘ではありませんが、常に気に留めている言葉は「変」です。時代は常に変わっていきます。自分自身も常に変化し続けるよう様々な物を「見て」「知って」「体験」することが大切だと心がけています。

#### 〈組合概要〉

#### 山口県商店街振興組合連合会

住 所 山口市中央4-5-16

TEL 083-922-2606



## 「女性の活躍セミナー」開催

山口県管工事工業協同組合

2月25日、山口市「防長苑」において、本会の活性化支援事業を活用して、「管工事・設備業界における女性の活躍セミナー」を開催しました。

最初に、働き方改革と労務管理についての研修会があり、働き方改革の概要や建設業における労務管理のポイント等について学びました。

次に、女性設備技術者の集まりである設備女子会の取り組みや、当組合の女性活躍委員会による取り組みについて発表がありました。

女性活躍委員会では、県内管工事業界の女性経営者や女性技術者・従業員を対象としたセミナーや交流会を実施し、女性にとって魅力的で働きやすい環境づくりや社会的評価の向上を目指して活動しています。

(連携支援第一課 竹中)



## しょうゆ感想文コンクール表彰

山口県味噌醤油協同組合



3月8日、日本醤油協会が主催する「第13回しょうゆ感想文コンクール」に1,302点の中から下関市立川中小学校4年生の石川凜さんが最優秀賞(工場見学部門)を受賞され、日本醤油協会般若攝也専務理事と山口県味噌醤油協同組合松野裕一理事長より表彰を行いました。

石川さんは醤油工場を見学した際、醤油には5種類あることを知り、それぞれの特長や塩分を取りだし比べる研究を行いました。その感想を「大切にしていきたいしょうゆ」として応募されました。醤油を使い分けることで料理がいつそうおいしくなることも見出したそうです。

(連携支援第一課 前田)

## 平成30年度視察研修を実施

山口県中小企業組合士会

3月15日、資質向上と組合士間の相互交流を図るため、長門市内にある3組合の視察を行いました。最初に、湯本温泉旅館協同組合の伊藤就一氏より、湯本温泉活性化への取り組みとして、新たに開設したカフェや川床(音信川に設置した栈敷)の設置、公衆浴場“恩湯”の改装等についての説明がありました。

次に、長門産ネットワーク協同組合の末永理事より、6次産業化支援施設である、ながとラボの商品開発の取り組み等について紹介があった後、ラボ内にあり県内でも設置台数が限られているフリーズドライの機械等の見学をしました。

最後に、今年1月に設立された、むかつくわくわく協同組合が運営する直売所である“むかつく産直市ここや”を見学し、中西理事長とも交流を深められました。

(連携支援第二課 花田)



## 月次景況調査結果

平成31年2月期

※DI値(前年同月比)＝増加・好転組合割合－減少・悪化組合割合

## 業種別の景況

|         | 業 種         | 前年同月比 | 前月比 |
|---------|-------------|-------|-----|
| 製 造 業   | 食 料 品       | ☂     | →   |
|         | 織 維 工 業     | ☂     | ↘   |
|         | 木 材・木 製 品   | ☂     | →   |
|         | 印 刷         | ☂     | →   |
|         | 窯 業・土 石 製 品 | ☂     | ↗   |
|         | 一 般 機 器     | ☁     | →   |
|         | 輸 送 機 器     | ☁     | →   |
| 非 製 造 業 | 卸 売 業       | ☂     | ↗   |
|         | 小 売 業       | ☂     | ↗   |
|         | 商 店 街       | ☂     | →   |
|         | サ ー ビ ス 業   | ☂     | ↗   |
|         | 建 設 業       | ☂     | →   |
|         | 運 輸 業       | ☂     | ↘   |
|         | そ の 他       | ☂     | →   |

2月の業種別景況の前月比DI値は14業種の内、  
好転が4業種、昨年同等が8業種、悪化が2業種で、  
全体の景況感DI値も1月より好転している。

小売業や商店街からは、暖冬の影響で客足が伸び  
たとの報告がある一方、運輸業からは、ドライバー  
不足により稼働率が低下したとの報告があった。

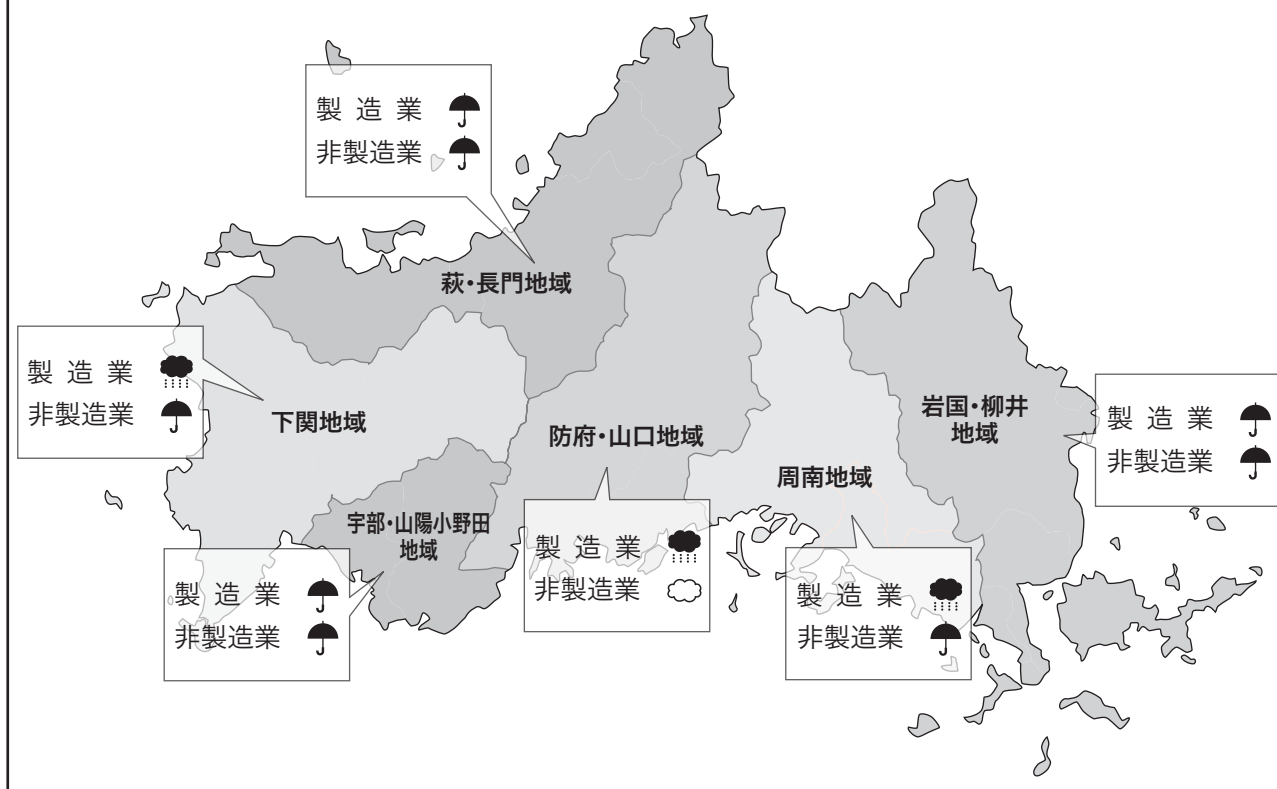
山口県の中小企業は、コストアップから収益が悪  
化しており、慢性的な人手不足が続いている。

## DI値

30以上 ..... ☀  
10以上30未満 ..... ☁  
-10以上10未満 ..... ☂

-30以上-10未満 ..... ☂  
-50以上-30未満 ..... ☂  
-50未満 ..... ☂

## 地域別の景況



## 情報連絡員報告

平成31年2月期

地区・業種を代表する県内組合の役職員の方から、毎月、業界の景気動向等に関する情報を収集・分析し、行政・関係機関に情報提供しています。

また、中央会ホームページ（<http://axis.or.jp/>）の「月次景況調査」にも掲載していますのでご活用下さい。

|      |         |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製造業  | 食料品     | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>販売不振だけでなく、段階的な砂糖・箱等仕入れ単価の上昇と、人手不足を背景に注文包材の納期が長期化している。（パン・菓子製造業）</li> <li>売上は好調に推移しており対前年同月比で+14.7%増加。比較的好天で暖かい日が多く、集客・売上増加の要因となった模様。（水産食料品製造業 萩市）</li> <li>運送費の値上げが高まり、非常に困っている。食品の値上げも続いているが、消費に結びつくかは不透明。（水産食料品製造業 下関市）</li> </ul>                           |
|      | 繊維工業    | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>前月からの資材の未入荷が改善されず生産性が上がらない。納期が確定しているため、生産の厳しい状況が続いている。（外衣・シャツ製造業）</li> </ul>                                                                                                                                                                                   |
|      | 木材・木製品  | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事関係で2次加工にまわった材料の精算が1年近くかかるものがあり、若干資金繰りに窮する組合員がいる。（製材業・木製品製造業）</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
|      | 印刷      | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーが値上げを促進するために供給を絞っており、用紙調達が困難な状況となっている。（印刷）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |
|      | 窯業・土石製品 | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事は相変わらず少ないが、民間のマンション等（箱物）や田んぼの埋め立て等が多い為、一時的に石が出ている模様。（砕石製造業）</li> <li>セメント・骨材等の資材調達は、特に問題は生じていない。生コン販売価格は下関・宇部小野田・長門・萩地区で上昇。（生コンクリート製造業）</li> <li>東京のイベントに出店し、来場者は若干少なかったが、前年同様の売上となった。ギフト、卸関係、百貨店、浅草アンテナショップの売上も前年同様。ネット販売の売上は低迷。（陶磁器・同関連製品製造業）</li> </ul> |
|      | 一般機器    | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> <li>先月同様、適当な仕事量であった。月後半に期末の工事依頼が増えた。（下松市）</li> <li>自動車関連、県内の大型構造物の工事が順調。国外は、中国が回復。マレーシアなど東南アジアの受注は進んでいる。（防府市）</li> <li>人手不足が続いているが、前年と変わらない。（宇部市）</li> </ul>                                                                                                       |
| 非製造業 | 輸送機器    | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> <li>車両は繁忙な状況が続いているが、全体としては横這い。（鉄道車両・同部品製造業）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                             |
|      | 卸売業     | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>海苔の保管残高が対前年同月比18.7%増加し、売上高に寄与した。（乾物卸売業）</li> <li>天然は大量で安値、養殖は安定しているが来年は減る予想なので心配である。（生鮮・魚介卸売業）</li> </ul>                                                                                                                                                      |
|      | 小売業     | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>売上を望めない時期であるが、予約活動をしていた店は前年と同程度の売上が見込めた模様。（化粧品小売業）</li> <li>昨年と比べて気温も高く、季節先取りで冬物の在庫処分を行っている。暖かいためか客数は先月より増加。（各種商品小売業）</li> </ul>                                                                                                                               |
|      | 商店街     | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>冬物最終セールや気温上昇とともに来街者数が増え、活気がある。前月より好転の傾向。（山口市）</li> <li>洋品店で学生服等を扱う店は仕入れに忙しい様だが、少子化の影響か購入数が減少。時計等入学・就職に関連した商品は多少動きがある。（萩市）</li> </ul>                                                                                                                           |
|      | サービス業   | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>天候に恵まれたため例年になく客の出足は好調であった。（美容業）</li> <li>例年2月は閑散期で、今年も例年通り。最賃の引上げ、資材の値上げが相次ぎ、価格設定を見直さなければ品質の維持が難しくなっている。（普通洗濯業）</li> <li>年度末のビジネス客が例年より若干増加。（旅館業）</li> </ul>                                                                                                   |
|      | 建設業     | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>新築着工物件は少しずつ増加しているが、屋根材に瓦を採用する物件は減少傾向にあるため、全体として工事量は減少傾向にある。（屋根工事業）</li> <li>災害復旧工事が多く発注されているが、一過性のものであり、多くの業者は好景気感を感じていない。（土木工事業 柳井市）</li> <li>災害復旧工事が多く発注されているが、急に工事が出て人手が足りず、辞退するものもある。（土木工事業 周南市）</li> </ul>                                                |
| 製造業  | 運輸業     | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>輸送量減に伴い対前年同月比0.7%の売上減。ドライバー不足により稼働率が低下。（一般貨物自動車運送業）</li> <li>タクシー乗務員は労働条件が厳しい事もあって慢性的に不足している。これ以上需要が減少すれば、配車不能な地域や時間帯が発生することになると思われる。（一般旅客自動車運送業）</li> </ul>                                                                                                   |
|      | その他     | ☂ | <ul style="list-style-type: none"> <li>九州南部を中心に組合員が増加している。（介護事業）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                           |



## シリーズ『ものづくり補助金活用事例紹介』 その71

### 『ITによる産地情報・評価システム導入型の地域資源フル活用ベーカリー』

平成28年度補正

(事業類型) 設備投資

(会社概要) 当社は、地元の特産品の販売や資源を活用した商品を販売するために、農業生産者が中心となって立ち上げた会社で、海辺のパン屋「LaLa Bakery」や地元長門産の新鮮な野菜等を販売する「LaLaフラン」の店舗展開をしています。

(事業概要) 長門市には、自慢できるような様々な農水産物がありますが、なかなか販売に直結できていなかったため、生産者と異業種が連携して地元の農産物を売り出すことにし、近隣の道の駅への卸売を手始めに、新たな販路拡大や商品開発に取り組むことにしました。その中で、地域資源を活かすことができる天然酵母パンに目をつけ、何度も試作研究を重ねた結果、海藻から天然酵母を作ることになりました。それを使って長門だけの特産となる天然酵母パンを製造するため、本事業でデッキオーブンや冷蔵庫等新たな設備を導入し、地場資源を利用したパン作りができるようになりました。

今後も、地域食材の販売促進と地域雇用の推進に取り組んで行きたいと思っています。



代表取締役社長  
末永 裕治氏

#### 株式会社63Dnet

〒759-4102 山口県長門市西深川2608番地2  
TEL: 0837-22-4671 FAX: 0837-22-4555



パン・ピザ製造設備

## 中小企業組合検定試験 祝 合格おめでとうございます

平成30年12月2日に実施した平成30年度中小企業組合検定試験の合格者がこのほど発表となり、山口県からは1名の方が見事合格されました。おめでとうございます！



協同組合山九ハイウェイセンター 山田 志保さん

覚える事が苦手なので、「制度」の勉強はとても苦労しました。過去の問題を何度も繰り返し勉強をしていき、合格することができました。

組合の事務局としてみなさまのお力になれるよう、日々の仕事に励み、今後も精進してまいります。



昨年9月から半年間、中小企業診断士養成課程を受講し、4月1日に中小企業診断士となった当会松村指導員が、皆様に様々なお役立ち情報をお届けします！

会員の皆様は、組織内での情報共有に何を利用されていますか？

回覧板、郵便、電子メールを活用されている方が多いのではないのでしょうか？

このような情報共有の形態では、「情報が共有されたかどうかを把握するのに時間や手間がかかる」という問題があります。

そこで、この度ご紹介させていただくのが「グループウェア」の活用で、パソコンやスマートフォンを使用し、みんなで情報の共有やコミュニケーションを行うことができます。主な機能としては、スケジュール管理、掲示板機能、仕事の進捗管理、会議の議事録等資料や写真の共有等があり、時間や手間を大幅に削減することができます。是非、ご検討されてみてください！



# あなたの創業を応援します /

## 店舗活用創業応援センター

山口県でお店を開きたい場合どこに相談すればいいの？

創業するにあたり事業計画はどうやって策定したらいいの？

創業に必要な物件はどうやって探せばいいの？

●行政や商工会議所などの支援機関と連携し、創業までサポートします。

●県内全域の空き店舗情報から、あなたに最適な物件をご紹介します。

●当センターが集めた物件情報は、専用サイト「BE FOUND」で見ることができます。

※サイトに掲載されていない物件もありますので、物件をお探しの際は一度ご連絡ください。

店舗活用創業応援センターでは、そんなあなたのご相談にコーディネーターがお応えします。



山口県商店街振興組合連合会

店舗活用創業応援センター

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号山口県商工会館（山口県中小企業団体中央会内）

☎ 083-922-2606 ✉ kenshinren@axis.or.jp

## 「企業が健康になる！RIZAP健康セミナー」を開催

山口県中小企業団体中央会青年部

経営者や従業員が健康を損ね実力を発揮できないことは、企業にとって生産性の大きな損失につながります。そこで、3月8日、山口市「かめ福」にて、RIZAP株式会社パーソナルトレーナー今西雅也氏をお招きし、健康意識を高め、経営者・従業員自身、企業全体のモチベーションと企業価値向上を目的に、研修会を開催しました。

最初に、健康についての講義がありました。健康のために運動に取り組む際、こうなりたいという理想がないと頑張ることができません。仕事も同様で、どんな人生を送りたいのかしっかりイメージをすることが大切です。続いて、実際にトレーニング体験を行い、スクワット等を参加者全員で行いました。

参加者からは、「健康に対する意識が変わった。毎日少しずつでも運動に取り組みたい」との声が聞かれました。（連携支援第一課 竹中）





錦川流域木材協同組合  
松本 加代子さん

当組合は、平成13年～16年にかけて実施された、錦帯橋平成の架け替え工事に伴う用材の調達を目的に設立され、架け替え工事が終わった後も共同受注等を目的に活動を継続されています。

事務局を引き受けている松本さんは、読書や花の世話が趣味で、事務所の周りにも花を植えて、来所された方や近隣の方達の目を楽しませておられます。また、自治会の活動にも熱心に取り組まれており、組合と花と自治会にと、お世話を焼かれています。

☆錦川流域木材協同組合

理事長 竹本 信一郎

〒740-0022 山口県岩国市山手町2-17-10 ☎0827-22-1381



日時：2019年 **6**月 **10**日(月)  
13:30～14:30 (予定)

場所：「**ホテルかめ福**」  
山口市湯田温泉4-5 ☎083-922-7000

会員の皆様のご出席をお待ちしております。

お問い合わせ先：山口県中小企業団体中央会  
管理・企画課（担当：浦川・山本）  
☎083-922-2606

山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館6階  
☎ 083-922-2606 Fax 083-925-1860  
HP <http://axis.or.jp/>  
印刷製本 株式会社 桜プリント社